

不利益処分の処分基準

処 分 名	施業実施協定の認可の取消し		
根拠法令及び条項	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 11 の 15 第 1 項		
所 管 部 課 名	経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の手続き又は施業実施協定の内容が法令に違反しているもの。 ・施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限していると認められるもの。 ・施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に違反していると認められるもの。 	
	設定年月日		最終変更年月日
備 考			